

## 神奈川県弁護士会と神奈川県建築士会との協定の締結について

平成26年度から両会の連携を模索する意見交換会を開始しました。

これまでに神奈川県弁護士会は、東京地方税理士会、公認会計士協会との間で、会員を相互に紹介する協定を締結するなどして、他の士業団体との連携を図り、市民サービスを向上させるために協同してきております。

一方、建築紛争は、医療紛争とともに解決までにかかる時間が長い2大の一つである専門訴訟といわれ、その建築訴訟にかかわる弁護士と建築士の団体が連携し、その会員が相互に交流することにより、建築訴訟の解決の円滑化を図ることの一助になるとも考えられ、市民サービスを向上させることに繋がります。

そのような中で、相互の会員に対する講習会を開催したり、市民向けの相談会等での交流をしながら、両会による意見交換会を十数回に亘り行ってきました。

今般、その意見交換が結実し、それぞれの機関決定を経て、以下のとおり協定の調印式を行うこととなりました。

協定の内容は、①相互の会員の求めにより、相互の会員の紹介、②市民向け相談等催事における相互の紹介、などであります。(協定書は別紙のとおり。)

この協定の締結を基に、今後、さらなる連携を深めることを目指しております。

### 【調印式】

日時 平成29年12月25日(月) 11時から12時まで

場所 神奈川県弁護士会 会議室